

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度第 1 回国民健康保険運営協議会		
開催日時	書面開催 【審議期間】 令和 6 年 7 月 2 6 日～令和 6 年 8 月 1 6 日		
開催場所	書面開催		
出席者	国民健康保険運営協議会 公益代表 瀬戸 晃 沖永 明久 伊藤 多華 竹田 陽介 被保険者代表 鈴木 健夫 米井 郁代 草薙 初夫 大塚 とよ子 保険医代表 中村 雄大 渡 潤 永野 芳郎 柏木 紀久 被用者保険等保険者代表 加藤 寿和		
事務局	健康部長 健康部保険年金課長、保険年金係長、国保給付係長		
会議の公開可否	□公開 □一部公開 ☒ 非公開	傍聴者数	—
非公開又は一部公開とした理由	書面開催のため		
報告	(1) 令和 5 年度国民健康保険事業特別会計決算（案）		
資料の名称	資料 1 （令和 6 年度第 1 回国民健康保険運営協議会会議資料） 資料 2 （令和 5 年度座間市国民健康保険事業特別会計決算書） 資料 3 （令和 5 年度座間市国民健康保険事業概要）		
会議の結果			
	【質問・意見の聴取】 質問・意見 5 件		
議事の概要（又は詳細）			
	【書面開催の方法】 令和 6 年 7 月 2 6 日 資料を郵送にて全委員へ送付 8 月 1 6 日 各委員から「質問・意見書」の提出		

【書面開催の方法】

令和6年7月26日 資料を郵送にて全委員へ送付

8月16日 各委員から「質問・意見書」の提出

【議事】

令和5年度国民健康保険事業特別会計決算（案）について
事務局から報告（書面）し、質問・意見をいただいた。

【委員からの意見及び事務局からの回答】

1 国・県への要望について

市の負担を緩和していただけるようお願いする。

《事務局回答》

令和7年度に向けた国・県に対する重点要望事項についての照会に対し、次のとおり提出した。

(R7 国要望)

国民健康保険事業を将来にわたって持続可能な制度とするため、国民健康保険制度の構造的な課題に対し、国において抜本的な改革を行うことともに、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤を拡充及び強化すること。

(R7 県要望)

保険料水準の統一について、国からの財政支援を活用し、被保険者の負担とならない標準保険料料率とするよう抑制策を講じること。

2 補正について

歳出決算事項別明細書において不用額合計が 935,299,452 円となっている。令和5年度の執行計画、執行済を通じて事業の変更等や見込みの変更等に応じて年度途中でそれぞれの予算科目を補正減する必要性が生じたにもかかわらず、その時点で適切に減額しなかった予算科目はないか。

執行率でみると、93.297%位と思うが、適切か。

《事務局回答》

補正予算の上程は、交付決定により額が確定している場合や、事業執行に対して歳入不足が生じる場合、他事業に大きく影響が

生じる場合に補正を行っている。

歳出に係る補正減は、不足の事態に備え、十分な残額が確保されている場合を除いて行っていない。

不用額は、過剰な支出とならないよう努めた結果であり、適正な額であったと考える。

3 会議資料全般について

組織改編は、課が細分化され事務が効率化され则认为。

納付方法別収納実績の項文中、LINEPay、PayPay の件数が金額の大幅増と記載されているが唯一増加したに過ぎないのではないか。

総務費の賦課徴収費は増となったと記載あるが、増にみあった雇用者及び業務委託であるか。

特定健康診査等事業費の民間事業者のノウハウを活用することは、効果が認められると考える。

《事務局回答》

（納付方法別収納実績）

被保険者数が減少している中、LINEPay、PayPay の件数が増となっていることは評価できると考える。

（総務費の賦課徴収費の増）

債権管理課の新設により滞納繰越分の収納率が増となったこと、また、国民健康保険税納税通知書封入封緘業務の業務内容を、当初課税時のみから通年して12回に変更したことにより、職員が手作業で行っていた封入封緘の事務負担が軽減されたことから、増額に見合った内容と考える。

4 ジェネリック医薬品の通知について

医薬品供給側として、ジェネリック推進は行っているが、最近では医薬品供給不足によりジェネリックが入荷しないことがよくある。

通知にも状況により、ジェネリックに対応が難しい旨、理解してもらえる様な文語を添えてほしい。

《事務局回答》

今後、周知の方法を検討する。

6 被保険者の動向について

増減内訳に関して、増減共にその他の事由が多いと思うが、具体的にはどのような事由が多いのか、傾向がみられるのか。

《事務局回答》

具体的な事由の一例は次のとおり。

ア 市町村国保国保組合間の異動

イ 海外からの出入国

ウ 日本国籍を取得または喪失した場合

エ 前住所地で市町村国保未加入者の転入

オ 職権により処理したものうち、他項目に該当しないもの

上記項目の内訳は、未集計のためお示しできない。